５／１（木）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　5月1日(木)15 時 00 分

発表項目 （行事名）	消費者月間の取組について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者問題に関する教育・啓発を集中的に行うこととしています。 道では消費者月間の取組として、次のとおり啓発活動やイベント等を実施しますので、お知らせします。 1　消費生活パネル展 ○ 日　時:5月7日(水)～8日(木) ○ 場　所:道庁本庁舎1階　特設展示場B ○ 内　容:啓発パネル及び啓発資材の展示 2「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」 ○ 日　　時:5月 27 日(火)10:30～16:00 ○ 場　　所:札幌駅前地下歩行空間　北3条交差点広場(西) ○ 主　　催:北海道立消費生活センター、北海道消費者協会 ○ 共　　催:札幌市消費生活センター、札幌消費者協会 ○ 参加機関:北海道、北海道警察、札幌市、北海道消費生活コンサルタントクラブ　ほか ○ 内　　容:啓発パネルの展示、詐欺防止啓発コーナー、サイバーセキュリティコーナー、消費生活相談コーナー　など 3　消費者支援功労者表彰ベスト消費者サポーター章授与式 ○ 日　時:5月 27 日(火)10:45～11:00 ○ 場　所:札幌駅前地下歩行空間　北3条交差点広場(西) ○ 受章者:番井(つがい)　菊世(きくよ)　氏(NPO 法人消費者支援ネット北海道理事) ○ 伝達者:北海道環境生活部くらし安全局長　髙木(たかぎ)　順一(じゅんいち)		
参考	『消費者月間』 「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」と定められています。 令和7年度の月間統一テーマ 「明日の地球を救うため、消費者にできること　グリーン志向消費 ～どのグリーンにする?～」		

報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配布 ~~同時レク~~	(場所)

担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局消費生活課 担当者:課長補佐　太田 TEL　ダイヤルイン　011-204-5212 公用スマホ　011-585-6101(内線　30969)